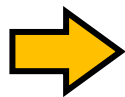


ネットワーク型拠点の現状について

国公立大学を通じた「共同利用・共同研究拠点」制度について

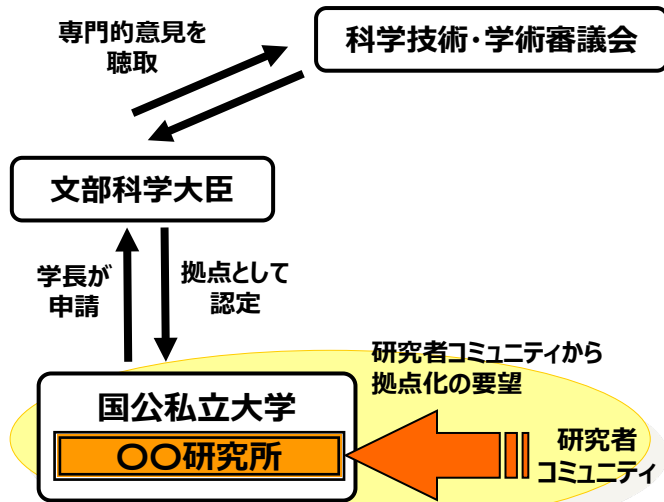
制度の趣旨等

- 個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究は、従来、国立大学の全国共同利用型の附置研究所や研究センター、大学共同利用機関を中心に推進
- 我が国全体の学術研究の更なる発展のためには、個々の大学の研究推進とともに、国公立を問わず**大学の研究ポテンシャルを活用して研究者が共同で研究を行う体制を整備**することが重要
- このため、**国公立大学を通じたシステムとして、文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定制度を創設**（平成20年7月）



我が国の学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開

制度の仕組み



- 認定期間は原則6年間
- 認定後、科学技術・学術審議会において中間評価、期末評価を実施

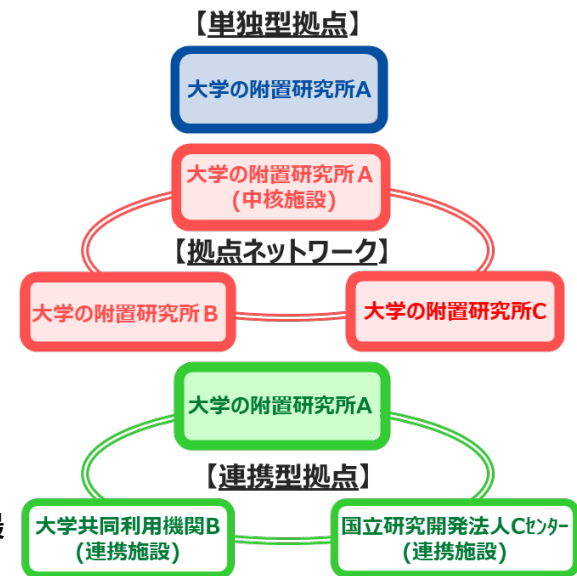
制度の特徴

共同利用・共同研究拠点として3つのタイプの拠点を認定

- ① **単独型拠点**
- ② **拠点ネットワーク**
複数拠点の研究ネットワークにより構成
- ③ **連携型拠点**
大学以外の研究施設(大学共同利用機関や国立研究開発法人の研究施設等)が「連携施設」として参画

国際共同利用・共同研究拠点

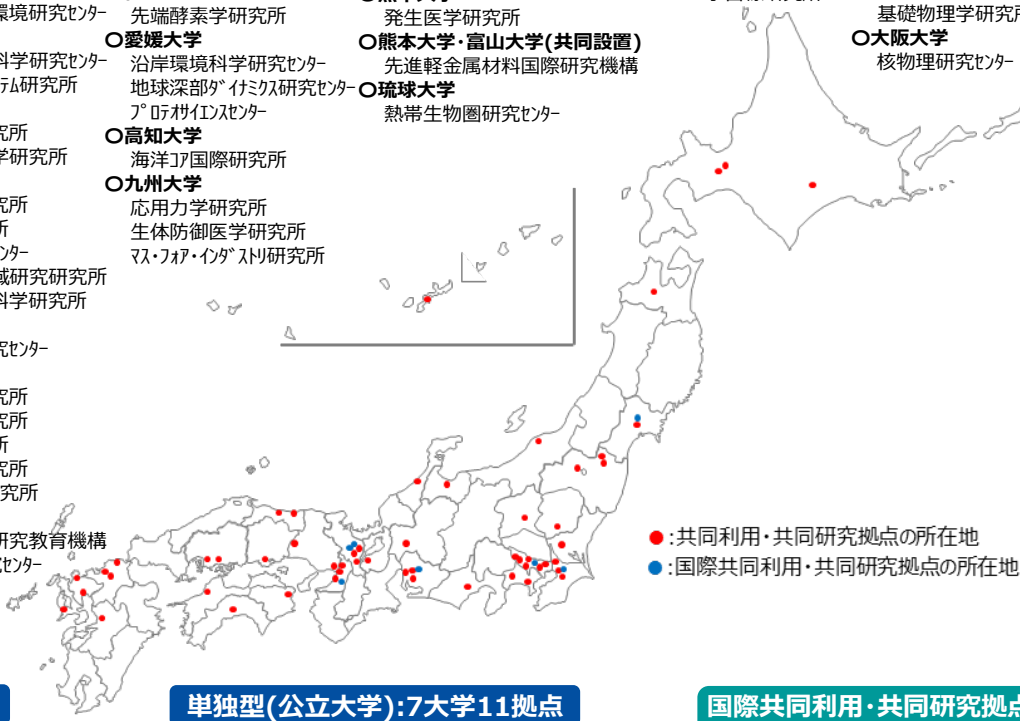
国際的にも有用かつ質の高い研究資源等を最大限活用し、国際的な共同利用・共同研究を行う拠点を別途「国際共同利用・共同研究拠点」として認定（平成30年度～）



共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点一覧（令和8年4月現在）

単独型(国立大学):27大学63拠点

- 北海道大学
 - 遺伝子病制御研究所
 - 人獣共通感染症国際共同研究所
 - スラブ・ユーラシア研究センター
 - 低温科学研究所
- 帯広畜産大学
 - 原虫病研究センター
- 東北大学
 - 加齢医学研究所
 - 電気通信研究所
 - 先端量子ビーム科学研究センター
 - 電子光物理学部門
 - 流体科学研究所
- 筑波大学
 - 計算科学研究センター
 - つくば機能植物イノベーション研究センター
 - ヒューマン・ハイパフォーマンス先端研究センター
- 群馬大学
 - 生体調節研究所
- 千葉大学
 - 環境リモートセンシング研究センター
 - 真菌医学研究センター
- 東京大学
 - 空間情報科学研究センター
 - 地震研究所
 - 史料編纂所
 - 素粒子物理国際研究センター
 - 大気海洋研究所
 - 物性研究所
- 東京外国語大学
 - アジア・アフリカ言語文化研究所
- 東京科学大学
 - 総合研究院・難治疾患研究所
 - 総合研究院・ナノデバイス材料研究所
- 一橋大学
 - 経済研究所
- 新潟大学
 - 脳研究所
- 金沢大学
 - がん進展制御研究所
 - 環日本海域環境研究センター
- 名古屋大学
 - 低温プラズマ科学研究センター
 - 未来材料・システム研究所
- 京都大学
 - 医生物学研究所
 - 材料工学研究センター
 - 経済研究所
 - 人文科学研究所
 - 生存圏研究所
 - 生態学研究センター
 - 東南アジア地域研究研究所
 - 複合原子力科学研究所
 - 防災研究所
 - 野生動物研究センター
- 大阪大学
 - 社会経済研究所
 - 接合科学研究所
 - 蛋白質研究所
 - 微生物病研究所
 - レーザー科学研究所
- 鳥取大学
 - 国際乾燥地研究教育機構
 - 乾燥地研究センター
- 岡山大学
 - 資源植物科学研究所
 - 惑星物質研究所
- 広島大学
 - 放射光科学研究所
- 徳島大学
 - 先端酵素学研究所
- 愛媛大学
 - 沿岸環境科学研究センター
 - 地球深部ダイナミクス研究センター
 - プラズマ工学研究センター
- 高知大学
 - 海洋国際研究所
- 九州大学
 - 応用力学研究所
 - 生体防御医学研究所
 - システム・インテグレーション研究所
- 佐賀大学
 - 海洋国際研究所
- 長崎大学
 - 高度感染症研究センター
 - 熱帯医学研究所
- 熊本大学
 - 発生医学研究所
- 熊本大学・富山大学(共同設置)
 - 先進軽金属国際研究機構
- 琉球大学
 - 熱帯生物圏研究センター



国際共同利用・共同研究拠点(国立大学):5大学8拠点

- 東北大学
 - 金属材料研究所
- 東京大学
 - 医科学研究所
 - 宇宙線研究所
- 名古屋大学
 - 宇宙地球環境研究所
- 京都大学
 - 化学研究所
 - 数理解析研究所
 - 基礎物理学研究所
- 大阪大学
 - 核物理研究センター

7拠点ネットワーク:18大学27拠点、4連携施設

- ※★印は中核施設
- 【学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点】**
- 北海道大学 情報基盤センター
 - 東北大学 サイバーサイエンスセンター
 - ★東京大学 情報基盤センター
 - 東京科学大学 情報基盤センター
 - 名古屋大学 情報基盤センター
 - 京都大学 学術情報メディアセンター
 - 大阪大学 D3センター
 - 九州大学 情報基盤研究開発センター

- 【物質・デバイス領域共同研究拠点】**
- 北海道大学 電子科学研究所
 - 東北大学 多元物質科学研究所
 - 東京科学大学 総合研究院・化学生命科学研究所
 - ★大阪大学 産業科学研究所
 - 九州大学 先端物質化学研究所

- 【生体医工学共同研究拠点】**
- ★東京科学大学 総合研究院・生体材料工学研究所
 - 東京科学大学 総合研究院・未来産業技術研究所
 - 静岡大学 電子工学研究所
 - 広島大学 半導体産業技術研究所

- 【放射線災害・医科学研究拠点】**
- ★広島大学 原爆放射線医科学研究所
 - 長崎大学 原爆後障害医療研究所
 - 福島県立医科大学 ふくしま国際医療科学センター

- 【放射能環境動態・影響評価ネットワーク共同研究拠点】**
- 弘前大学 被ばく医療総合研究所
 - 福島大学 環境放射能研究所
 - ★筑波大学 放射線・アイトープ地球システム研究センター
 - <連携施設>
 - 福島国際研究教育機構第5分野地域環境共同創造ユニット
 - 環境科学技術研究所

- 【触媒科学計測共同研究拠点】**
- ★北海道大学 触媒科学研究所
 - 大阪公立大学 人工光合成研究センター
 - <連携施設>
 - 産業技術総合研究所触媒化学研究部門

- 【糖鎖生命科学連携ネットワーク型拠点】**
- ★名古屋大学・岐阜大学(共同設置) 糖鎖生命コア研究所
 - 創価大学 糖鎖生命システム融合研究所
 - <連携施設>
 - 自然科学研究機構生命創成探究センター

単独型(私立大学):13大学14拠点

- 自治医科大学
 - 先端医療技術開発センター
- 慶應義塾大学
 - バクテリア設計・解析センター
- 昭和医科大学
 - 発達障害医療研究所
- 玉川大学
 - 脳科学研究所
- 東京農業大学
 - 生物資源ナノ解析センター
- 東京理科大学
 - 総合研究院火災科学研究所
- 法政大学
 - 野上記念法政大学能楽研究所
- 明治大学
 - 先端数理科学イニシアティブ
- 早稲田大学
 - 各務記念材料技術研究所
 - 坪内博士記念演劇博物館
- 東京工芸大学
 - 風工学研究センター
- 藤田医科大学
 - 医科学研究センター
- 大阪商業大学
 - JGSS研究センター
- 関西大学
 - リソネットワーク戦略研究機構
- 札幌医科大学
 - 附属研究所
- 会津大学
 - 宇宙情報科学研究センター
- 横浜国立大学
 - 先端医科学研究センター
- 名古屋立大学
 - 創薬基盤科学研究所
 - 不育症研究センター
- 大阪公立大学
 - 数学研究所
 - 都市科学・防災研究センター
 - 附属植物園
 - 全固体電池研究所
- 兵庫県立大学
 - 自然・環境科学研究所天文科学センター
- 北九州市立大学
 - 環境技術研究所先制医療工学研究センター/計測・分析センター

単独型(公立大学):7大学11拠点

- 札幌医科大学
 - 附属研究所
- 会津大学
 - 宇宙情報科学研究センター
- 横浜国立大学
 - 先端医科学研究センター
- 名古屋立大学
 - 創薬基盤科学研究所
 - 不育症研究センター
- 大阪公立大学
 - 数学研究所
 - 都市科学・防災研究センター
 - 附属植物園
 - 全固体電池研究所
- 兵庫県立大学
 - 自然・環境科学研究所天文科学センター
- 北九州市立大学
 - 環境技術研究所先制医療工学研究センター/計測・分析センター

国際共同利用・共同研究拠点(私立大学):1大学1拠点

- 立命館大学
 - アート・リサーチセンター

国立大学が 中核の拠点	拠点数計			
	単独型	拠点ネットワーク	国際拠点	
	78	63	7	8

公私立大学が 中核の拠点	拠点数計			
	単独型	拠点ネットワーク	国際拠点	
	26	25	0	1

ネットワーク型拠点の認定に係る経緯等

関係審議会報告と制度変更

ネットワーク型拠点の認定状況

第1期
(H21)

【H20.5】研究環境基盤部会報告「学術研究の推進体制に関する審議のまとめ－国公立大学等を通じた共同利用・共同研究の推進－（報告）」

➡【H20.7】告示制定
「共同利用・共同研究拠点制度」の創設

第2期
(H22～
H27)

【H27.1】研究環境基盤部会報告「共同利用・共同研究体制の強化に向けて（審議のまとめ）」

➡【H28.1】告示改正
「連携ネットワーク型拠点」の類型の創設

第3期
(H28～
R3)

【R2.12】共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点に関する作業部会「今後のネットワーク型共同利用・共同研究拠点の在り方について」

➡【R2.12】告示改正
「拠点ネットワーク」に係る運営委員会等の共同設置に係る特例の新設

第4期
(R4～
R9)

【H22～】ネットワーク型拠点認定（5大学）：東北大「多元物質科学研究所」
北海道大「電子科学研究所」東京工業大「化学生命科学研究所」
大阪大「産業科学研究所」九州大「先導物質化学研究所」

【H22～】ネットワーク型拠点認定（8大学）：東京大「情報基盤センター」
北海道大「情報基盤センター」東北大「サイバーサイエンスセンター」東京工業大「学術国際情報センター」
名古屋大「情報基盤センター」京都大「学術情報メディアセンター」大阪大「サイバーメディアセンター」
九州大「情報基盤研究開発センター」

【H28～】ネットワーク型拠点認定（4大学）：東京医科歯科大「生体材料工学研究所」
東京工業大「未来産業技術研究所」静岡大「電子工学研究所」
広島大「ナノデバイス・バイオ融合科学研究所」

【H28～】ネットワーク型拠点認定（3大学）：広島大「原爆放射線医科学研究所」
長崎大「原爆後遺症医療研究所」福島県立医科大「ふくしま国際医療科学センター」

【H28～R3】連携ネットワーク型拠点認定（1大学、2連携施設）：※第3期で終了
北海道大「北極域研究センター」
（国立極地研国際北極環境研究センター、JAMSEC北極環境変動総合研究センターとの連携）

【H31～】連携ネットワーク型拠点認定（3大学、3連携施設）：
筑波大「アイソトープ環境動態研究センター」福島大「環境放射能研究所」
弘前大「被ばく医療総合研究所」
（JAEA福島環境安全センター、QST放医研福島再生支援本部、
国立環境研福島支部との連携）

【R4～】連携ネットワーク型拠点認定（3大学、1連携施設）：
名古屋大学・岐阜大学（共同設置）「糖鎖生命コア研究所」
創価大学「糖鎖生命システム融合研究所」
（自然科学研究機構生命探索センターとの連携）

【R4～】連携ネットワーク型拠点認定（2大学、1連携施設）※単独型拠点より移行：
北海道大学「触媒科学研究所」大阪公立大学「人工光合成研究センター」
（産業技術総合研究所触媒化学研究部門との連携）

現行のネットワーク型拠点の概要 1/2

【ネットワーク型拠点(4拠点)】

共同利用・共同研究拠点名	構成機関	研究分野	認定開始年	目的等
物質・デバイス領域共同研究拠点	大阪大学産業科学研究所(中核機関) 北海道大学電子科学研究所 東北大学多元物質科学研究所 東京科学大学総合研究院・化学生命科学研究所 九州大学先導物質化学研究所	物質・デバイス領域	平成22年 4月～	卓越した研究者群を擁する5附置研究所が、物質・デバイス領域においてネットワーク型拠点を形成することで、共同研究の強化、異分野融合・新分野創成及び世界に伍する研究者養成の実現を目的とする。5附置研究所のシナジー効果を活用し、単独拠点では達成できない複合的な共同研究網を構築することにより、学術研究及び研究者養成の中核的役割を目指す。
学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点	東京大学情報基盤センター(中核機関) 北海道大学情報基盤センター 東北大学サイバーサイエンスセンター 東京科学大学情報基盤センター 名古屋大学情報基盤センター 京都大学学術情報メディアセンター 大阪大学D3センター 九州大学情報基盤研究開発センター	計算科学、 計算機科学	平成22年 4月～	本ネットワーク型拠点が有する計算資源と技術資産の集中的な連携・活用と、大規模情報基盤の知見を有する所属研究者との協働により、あらゆる学術領域を対象に、大規模数値計算・大規模データ処理・大容量ネットワーク・大規模情報システムなどに関する計算機科学と計算科学の両方にまたがるグランドチャレンジ型学際共同研究を推進し、学術研究の発展と我が国の学術・研究基盤の高度化と恒常的な発展に資する。
生体医歯工学共同研究拠点	東京科学大学総合研究院・生体材料工学研究所(中核機関) 東京科学大学総合研究院・未来産業技術研究所 静岡大学電子工学研究所 広島大学半導体産業技術研究所	生体医工学、 生体材料学、 電子工学	平成28年 4月～	4つの研究所がネットワークを形成して研究所の機能を融合し、研究者コミュニティの異分野融合研究をサポートして生体材料、再生医療、医療用デバイス、医療システムなどの実用化を促進することを目的とする。
放射線災害・医科学研究拠点	広島大学原爆放射線医科学研究所(中核機関) 長崎大学原爆後障害医療研究所 福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター	放射線災害医科学、 放射線影響学、 放射線生物学・ 医科学	平成28年 4月～	放射線の生物影響に関する基礎研究や緊急被ばく医療とその前臨床研究、フィールドワーク等の研究活動をネットワーク型拠点3機関が一体となって強力に推進し、放射線災害・医科学研究の学術基盤の確立と、国民への成果還元や国際社会への発信を行う。同時に、福島復興に資する学術拠点としての役割を果たす。

現行のネットワーク型拠点の概要 2/2

【連携ネットワーク型拠点(3拠点)】

共同利用・共同研究拠点名	構成機関	研究分野	認定開始年	目的等
放射能環境動態・影響評価ネットワーク共同研究拠点	筑波大学放射線・アイソトープ地球システム研究センター(中核機関) 弘前大学被ばく医療総合研究所 福島大学環境放射能研究所 【連携施設】 福島国際研究教育機構第5分野地域環境共創ユニット 環境科学技術研究所	環境動態解析学	平成31年4月～	陸域及び海域、生態系における放射性物質の拡散・輸送・沈着・移行過程を同定し、その実態とメカニズムを解明すること、及びそれに基づいて長期的な汚染状況の予測と被ばく線量に及ぼす影響を解明することを目的とする。
触媒科学計測共同研究拠点	北海道大学触媒科学研究所(中核機関) 大阪公立大学人工光合成研究センター 【連携施設】 産業技術総合研究所触媒化学研究部門	触媒科学、触媒工学、触媒計測科学、触媒情報学	令和4年4月～	固体・分子・生体触媒分野間、計測科学や情報科学をはじめとする異分野との連携・融合を推進し、世界最高水準の触媒研究の実施、新学術領域の開拓、触媒イノベーションの創出、次世代人材の育成を目指す。
糖鎖生命科学連携ネットワーク型拠点	名古屋大学・岐阜大学 糖鎖生命コア研究所(中核機関) 創価大学糖鎖生命システム融合研究所 【連携施設】 自然科学研究機構生命創成探索センター	機能生物化学関連	令和4年4月～	現在多くの生命科学研究でボトルネックになっている「糖鎖」について、技術・分野シームレスな統合研究を実行可能とする共創的研究プラットフォームを提供する。それにより、糖鎖を含む分子・分野横断的な先端研究や人材を創出し、異分野融合を加速して、生命科学の革新に貢献することを目的とする。

ネットワーク型拠点に関する規程等 1/4

- 「ネットワーク型拠点」は規程上、「単独型」と同様、基本的に「申請施設」に係る規定によるものとし、特別の規定を置いていない。
- 「連携ネットワーク型拠点」に参画する「連携施設」については、以下の太字下線のとおり規定。

共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程【抜粋】(文部科学省告示)

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 申請施設 大学に附置される研究施設（当該大学の基本的な組織としてその学則その他これに準ずるものに記載されたものに限る。）であって、その全部又は一部について、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとするものをいう。
- 二 関連研究者 研究施設を置く大学の職員以外の者で、当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者をいう。
- 三 共同利用・共同研究 大学に置かれた研究施設を利用して行われる研究であって、募集により関連研究者が参加して行われるものをいう。
- 四 **連携施設** 申請施設と連携して共同利用・共同研究を行うことにより、共同利用・共同研究拠点等の運営に必要な協力を行う研究施設（国内に置かれたものに限り、大学に置かれたものを除く。）をいう。

(認定の基準)

第三条 共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。

- 一 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められること。
- 二 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を備えていること。
- 三 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。
 - イ 当該申請施設を置く大学の職員
 - ロ 関連研究者
 - ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者
- 四 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。
- 五 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。
- 六 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。
- 七 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれること。
- 八 多数の関連研究者から申請施設を共同利用・共同研究拠点として認定するよう要請があること。（中略）

3 連携施設がある場合は、第一項各号又は前項各号に係る当該連携施設の状況を併せて考慮するものとする。

ネットワーク型拠点に関する規程等 2/4

- 複数の共共拠点が「拠点ネットワーク」を形成し「ネットワーク共通課題」に取り組む場合の特例について下記の通り規定。
- 研究ネットワークを形成する各拠点到係る拠点認定等の申請等は、中核施設を通じて行う。

共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程【抜粋】(文部科学省告示)

(認定の基準)

第三条 共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。

(略)

4 申請施設が他の申請施設と研究ネットワークを形成し、その共通の課題等（以下「ネットワーク共通課題」という。）に関する共同利用・共同研究を一体的に推進しようとする場合であって、次の要件に該当するときは、第一項第三号又は第二項第三号の運営委員会等については、当該申請施設及び当該他の申請施設が共同で設置することで足りるものとする。

- 一 複数の申請施設の研究ネットワークにおいて、ネットワーク共通課題への取組について中核的な役割を担う一の申請施設（以下「中核施設」という。）が明確に定められていること。
 - 二 複数の申請施設がネットワーク共通課題に関する共同利用・共同研究の課題等の募集及び採択、関連研究者への情報の提供その他の活動を共同で実施することにより、それぞれの共同利用・共同研究拠点等としての機能が強化されることが見込まれること。
 - 三 異なる分野の研究を目的とする複数の申請施設が研究ネットワークを形成する場合にあっては、ネットワーク共通課題に関する共同利用・共同研究の推進に当たり、当該異なる分野の知識の融合を図るための研究を実施するものとしていること。
- 5 第一項の認定及び第二項の認定は、同一の申請施設（その一部につき認定を受けようとする場合にあっては、当該部分。）について重ねて行わないものとする。

(認定の申請)

第四条 申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

(略)

3 前条第四項の規定により運営委員会等を共同で設置する複数の共同利用・共同研究拠点等（以下「拠点ネットワーク」という。）に係る認定の申請は、前二項の規定にかかわらず、中核施設を置く大学の学長が、拠点ネットワークを構成しようとする全ての申請施設に係る申請書に次に掲げる書類を添えて文部科学大臣に提出することにより行うものとする。

(略)

ネットワーク型拠点に関する規程等 3/4

○「認定の基準」に基づいて制定される「新規認定に関する要項」等において、ネットワーク型拠点の場合における観点を明示。

国立大学における共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の 令和7年度からの新規認定に関する要項【抜粋】(共共拠点に関する作業部会決定)

①申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されているか。(規程第2条第1項第1号関連)

- 大学学則、大学組織規則、研究所組織規程等に申請施設が明確に位置付けられているか。
- 申請施設が、研究室など極端に細分化された単位ではないか。
- ネットワーク型拠点の場合、全ての構成施設がこれらの観点を満たしているか。

②申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められるか。
(規程第3条第1項第1号、第4項2号及び3号関連)

- 下記のような点を総合的に考慮して、申請施設が当該分野における中核的な研究施設であると認められるか。
 - ・申請施設におけるこれまでの研究成果、共同利用・共同研究の実績
 - ・競争的資金の採択状況
 - ・卓越した研究者やリーダーの存在
 - ・大型プロジェクトの発案、運営、ネットワーク構築等の取組状況
 - ・申請施設が有する施設・設備及び学術資料等の整備状況・利用状況 等

○ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワークを構成する各研究施設が、上記のような点を総合的に考慮して中核的な研究施設であると認められるか。また、拠点ネットワーク全体として中核的な研究施設であると認められるか(例えば、拠点ネットワークを構成する各研究施設が、少数のコミュニティのみが利用する小規模の研究施設のみで構成されていないかなど)。

○ネットワーク型拠点の場合、複数の研究施設による研究ネットワークの形成を通じた共通の課題等(以下「ネットワーク共通課題」という。)に関する共同利用・共同研究を一体に推進することで、それぞれの研究施設の拠点としての機能が強化されることが見込まれるか。

○異なる分野の研究を目的とする複数の研究施設により構成されるネットワーク型拠点の場合、ネットワーク共通課題に関する共同利用・共同研究の推進に当たり、当該異なる分野の知識の融合が図られ、それぞれの研究施設の拠点としての機能が強化されることが見込まれるか。

○同一分野に複数の拠点が想定される場合、(中略)

③共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料及びデータ等を備えているか。(規程第3条第1項第2号関連)

- 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料及びデータ等を保有しているか。
- 上記の施設、設備、資料及びデータ等が、申請時点において共同利用・共同研究にどの程度利用されているか(利用者数、利用数、アクセス数 等)。

ネットワーク型拠点に関する規程等 4/4

- 「認定の基準」に基づいて制定される「新規認定に関する要項」等において、ネットワーク型拠点の場合における観点を明示。

国立大学における共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の 令和7年度からの新規認定に関する要項【抜粋】(共共拠点に関する作業部会決定)

- ④共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の2分の1以下であるか。
- イ 当該申請施設を置く大学の職員
 - ロ 関連研究者
 - ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者（規程第3条第1項第3号関連）
- 申請施設を置く大学の職員が2分の1以下であり、かつ、研究者コミュニティの意向を適切に反映できる人数・構成となっているか。（例えば、当該大学内の委員が多すぎるなど、全国の関連研究者の意向を反映させにくい構成となっているか）
- 審議事項等から見て、拠点における運営委員会の位置付け・役割は適切か。
- ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワーク全体として拠点機能を発揮できる構成となっているか。（例えば、拠点間のコーディネート機能が適切に構築されているかなど）
(中略)
- ⑥共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備しているか。（規程第3条第1項第5号、第4項第1号関連）
- 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員（教員、技術職員、事務職員等）が配置されているか。
 - 技術的支援について、例えば、技術職員の配置や設備のスムーズな利用等の面で、適切な体制が整備されているか。
 - 関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか。
 - その他拠点の活動内容に応じて、例えば、事務体制や研究スペースの確保、宿泊施設の確保等、参加する関連研究者の利便性向上等の環境整備等が適切に行われているか。
 - 関連研究者に対する支援を行うに当たって、必要な全学的支援（予算・人員の配分等）が継続的に得られる見込みがあるか。
 - ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワークにおいて中核的な役割を担う研究施設（中核施設）が認定され、当該施設が拠点の活動全体に責任を持って中心的役割を果たす体制が構築されているか。

今後のネットワーク型共同利用・共同研究拠点の在り方について（抜粋）

令和2年12月2日 科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会 共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点に関する作業部会

1. 我が国の学術研究における共同利用・共同研究の推進の意義と制度

- 大学及び大学共同利用機関を中心に行われている学術研究は、研究者の自由な発想を源泉として真理の探究を目指し、新たな知の創出、継承、発展により我が国のみならず人類社会の持続的発展の基盤を形成するものであり、共同利用・共同研究を促進する共同利用・共同研究拠点制度（以下「拠点制度」という。）は、国公私立大学を通じた多様な学術研究の推進の観点から、大学の研究ポテンシャルを最大限活用し、効果的・効率的に共同利用・共同研究を推進する制度として平成20年度に創設された。

2. 拠点制度におけるネットワーク型拠点

- 現状におけるネットワーク型拠点の認定に当たっては、それを構成する各研究機関（以下「構成機関」という。）がそれぞれ申請書を提出し、それぞれに対して認定が行われている。拠点組織の管理運営や共同利用・共同研究の全体方針の策定、課題の選定等を行う運営委員会等は、当該ネットワーク型拠点全体として設置されている。平成27年度には類型が追加され、大学共同利用機関や国立研究開発法人等の研究機関も連携施設として構成機関の一部となる、連携ネットワーク型拠点の制度が開始された。

3. ネットワーク型拠点の有効性

- ネットワーク型拠点は、学術の発展や研究の多様化に応じ柔軟に組織を編成することが可能であること、研究の深まりに伴う新たな研究課題やそれを遂行する共同研究グループの設定が比較的行いやすいこと、構成機関の編成により異分野融合や新たな学問領域の創成に向けた取組の促進が期待されること等の有効性が考えられる。

4. 今後の展開と課題

（1）ネットワーク型拠点について

- 研究者コミュニティの中核として共同利用・共同研究を実施するための一体的な機能を有することは特に重要である。また、共同利用・共同研究の目的や拠点としての運営等についての意思の疎通を十分図ることが必要である。
- 学術研究の深まりに伴う新たな研究課題の設定、異分野融合や新たな学術領域の創成等の点から、今後の国立大学法人の第4期中期目標期間を見据え、拠点制度においては、ネットワーク型拠点の整備を推進することが、その機能強化の観点からも必要である。
- ネットワーク型拠点の評価については、単独型拠点と同様の当該分野における中核性のほか、その特性を考慮し、複数の構成機関による機能の発揮等についても適切に評価されることが必要である。
- ネットワーク型拠点は、複数の大学における研究施設から拠点を形成することとなるが、各研究施設を設置する大学の機能強化にも資することが重要である。
- 国からネットワーク型拠点への支援については、その構成機関の規模や共同利用・共同研究の内容、利用者に提供する研究資源等の内容に応じて、適切なものとする必要がある。

（2）その他

- 共同利用・共同研究の質の維持や財政的な観点から拠点数が増え過ぎることのないよう、現在の拠点数を一つの基準として適切な規模で検討することが必要である。

【制度面】

- 「**共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程(告示)**」を改正

(従前) ネットワークを構成する各申請施設は、「単独型」に求められる形式要件等を満たす必要があるため、各拠点に運営委員会の設置が求められていた。



(改善) 拠点ネットワークに係る特例の新設

複数の共同利用・共同研究拠点等がネットワークを形成して共通課題の共同利用・共同研究を推進する場合であって、**一定の要件に該当するときは、当該複数の拠点の運営委員会等については共同設置で足りるものとした。**

【予算面】

- **ネットワーク型拠点に対する予算の重点配分 (算定ルールの見直し)**

(従前) ネットワークを構成する各施設の教員数を合算し、人数規模に応じた係数を単価に乗じて経費を算定し、中核施設に予算を配分。係数は人数規模により決まるが上限が設定されているため、ネットワークによる規模の大きさが適切に反映されにくい状況であった。



(改善) ネットワーク型拠点を構成する施設ごとに経費を算定

ネットワークを構成する施設ごとに、教員数に応じた係数を単価に乗じて経費を算定した上で、各施設ごとに予算を配分。それにより、**ネットワークの規模を適切に反映した予算配分を可能とした。**